平成二十三年度	年二・一七パーセント
平成二十四年度	年九・五七パーセント
平成二十五年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	年七・六一パーセント
平成二十五年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年十一・二九パーセント
平成二十五年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年二十・三一パーセント

別表第二

平成十一年（同年の十月以後の期間に限る。）	年四・六六パーセント
平成十二年	年四・一五パーセント
平成十三年	年三・六二パーセント
平成十四年	年三・二二パーセント
平成十五年	年一・九九パーセント
平成十六年	年〇・二一パーセント
平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント
平成十九年	年六・八二パーセント
平成二十年	年三・一〇パーセント
平成二十一年	年マイナス三・五四パーセント
平成二十二年	年マイナス六・八三パーセント
平成二十三年	年七・五四パーセント
平成二十四年	年マイナス〇・二六パーセント
平成二十五年	年二・一七パーセント
平成二十六年	年九・五七パーセント

○厚生労働省告示第九十六号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十条の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法（平成十六年厚生労働省告示第三百六十一号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十三条第一項に規定する特定基金が解散した場合においては、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法

1　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第十条第一項の厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金について、第一号から第四号までに掲げる額を合計した額から第五号から第九号までに掲げる額を合計した額を控除した額を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号。以下「平成二十六年告示」という。）第一項第一号に規定する額とみなして平成二十六年告示の規定（同告示附則第四項の規定を除く。）の例により計算した額とする。

一　当該存続厚生年金基金が平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百十三条の設立の認可を受けた時（以下「設立日」という。）から当該存続厚生年金基金の解散した日の属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金のうち、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　当該月が昭和四十一年十一月から昭和四十四年十月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「昭和四十四年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ロ　当該月が昭和四十四年十一月から昭和四十八年十月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「昭和四十八年改正法」という。）第二十五条の規定による改正前の昭和四十四年改正法附則第十四条第二項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ハ　当該月が昭和四十八年十一月から昭和五十一年七月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「昭和五十一年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項第一号（昭和五十一年改正法第七条の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額